政策目的随意契約の実施（契約前の公表）

　富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 100条第２項第２号の規定により公表します。

令和５年10月31日

富山県知事　新田　八朗

１　随意契約する事項

1. 業務の名称

富山市高園町除草業務

　(2) 業務の内容

　　　仕様書及び位置図は関連ファイルのとおり

　(3) 業務実施時期

　　　契約の相手方を決定した日から令和５年11月30日まで

２　契約の相手方の選定の基準

　　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第２条第４項に規定する障害者就労施設等

　　※富山県障害福祉課が公表する該当施設一覧に、契約相手方となる施設が記載されていることを確認します。

３　契約相手方の決定方法

選定基準に該当する団体に見積書の提出を求め、予定価格の範囲内であるか確認のうえ、最も安価な価格を提示した者と契約します。

４　見積書の提出期限及び提出場所

　　当該業務の受託を希望する者は、下記により見積書を提出してください。

　　提出期限　令和５年11月７日（火）正午まで

　　提出場所　富山県庁建築住宅課内（防災危機管理センター８階）